

【別表】

第9期みよし広域連合介護保険事業計画の策定に係る介護予防・  
日常生活圏域ニーズ調査の調査・分析業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

(1) 評価点 きわめて優れている：5点 優れている：4点 普通：3点  
やや劣っている：2点 劣っている：1点

(2) 評価基準・評価項目及び配点

評価項目	評価内容		係数	配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	×1	5
	提案内容の実現性	実施方法が具体的で実現性があるか。	×1	5
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	×1	5
提案項目①	<課題分析・手法> 本広域連合の地域課題を把握するために適切な課題分析・手法が提案されているか。		×4	20
提案項目②	<施策反映・進捗管理> 調査の分析結果を、第9期みよし広域連合介護保険事業計画（以下、第9期介護保険事業計画という。）の策定に、適切に反映できる提案とされているか。		×4	20
提案項目③	<独自提案> 本広域連合が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか。		×4	20
業務実施面	業務実施体制	業務を継続的・的確に遂行できる体制が整えられているか。	×1	5
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	×1	5
	業務実績	本業務と同種・類似業務の受注実績があるか。	×1	5
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格 ／提案者の見積価格＝得点 ※小数点以下切り捨て		10
合計				100

## 2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。  
ただし、評価点と同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。